

日本農村医学会金井賞表彰規程

施行 昭和 50 年 11 月 21 日

〔表彰の趣旨〕 日本農村医学会金井賞は、元全国厚生連専務理事、故金井満氏の遺志により、農村の保健と医療の向上に顕著な功績をあげた、医師以外の者・団体を表彰するものである。

第 1 条 一般社団法人日本農村医学会は、農村の保健と医療の向上に顕著な功績をあげた医師以外の者・団体に対して、日本農村医学会金井賞（以下、金井賞という）を授賞する。

第 2 条 金井賞は、常任理事会の審議を経て理事会において決定する。

第 3 条 表彰は、通常総会において行う。

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. 金井賞は、昭和 50 年 11 月 21 日から施行する。
2. 改訂規程は、昭和 62 年 6 月 19 日から施行する。
〔推薦方法〕 日本農村医学会賞の推薦に準ずる。
3. 改訂規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。
4. 改訂規程は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。